

## 家庭用(口径20<sup>㍓</sup>)水道料金の不公平感の解消について

それでは、事務局より説明させていただきますが、本日、新任の委員の方につきましては、初めての審議会になります。また、前回の審議会から8ヶ月以上経過しているということもありますので、経営審議会の概要について、簡単に説明させていただきます。

●お手元の資料1をご覧ください。

天理市上下水道事業経営審議会は、上下水道事業の今後の事業運営について、多方面からの意見を賜りながら取り組んでいくため、平成23年3月議会でご承認をいただき、同年4月1日に施行された「天理市上下水道事業経営審議会条例」に基づき設置いたしました。

そして、平成23年7月15日に第1回目を開催いたしまして、厳しい経営状況にある上下水道事業の課題を明らかにし、中長期的な視点に立った上下水道事業のあり方について諮問をさせていただきました。

答申につきましては、水道事業、下水道事業それぞれの個別のテーマごとに第一次答申、第二次答申という形でお願いする事にさせていただいております。

議事録につきましては、作成いたします。また、その要約版も作成いたしまして委員の皆様にご確認していただいた上で、上下水道局のホームページで公表いたします。

次に、実施状況でございますが、平成23年7月15日に第1回目を開催してから今までに9回開催しまして、本日が10回目の開催となります。

答申につきましては、前回までに、2つのテーマについていただいております。第一次答申として「下水道施設の長寿命化対策について」、第二次答申として「水源の選択について」でございます。

その他、概要につきましては資料に記載のとおりでございます。

以上が簡単ではございますが、審議会の概要でございます。

●それでは次に資料2をご覧ください。

本日の議題の「家庭用(口径20<sup>㍓</sup>)水道料金の不公平感の解消について」説明させていただきます。

資料1の一番上の表「現行水道料金表」をご覧ください。メーター口径が13<sup>㍓</sup>と20<sup>㍓</sup>の現在の水道料金表でございます。このうち、赤線で囲んだ部分が、口径20<sup>㍓</sup>の基本水量と基本料金でございます。基本水量20<sup>m<sup>3</sup></sup>までの料金が消費税込みで4,039円ということになります。

この料金表に改正されたのが平成10年4月ですが、その当時から比べますと20<sup>㍓</sup>の使用件数が増えていることや、節水意識の高まりなどにより、20<sup>㍓</sup>の特に使用水量が少ない使用者からは、基本料金が高く節水努力が報われないため不公平であるという意見が多く寄せられるようになりました。

また、議会においても不公平感の解消を図るべきではないかという一般質問（平成25年3月議会）があり、料金の見直しに向け進めてまいります、という答弁をさせていただいたところであり、早急に不公平感の解消を図る必要があると考えます。

次に2つ目の表をご覧ください。「口径20<sup>㍓</sup>使用水量別調定件数」の表でございます。平成25年度実績の、20<sup>㍓</sup>の使用水量別の件数とその割合でございます。

20<sup>㍓</sup>の使用者のうち0～20<sup>m<sup>3</sup></sup>の基本料金の範囲内の使用者の件数割合が50.2%と半数を占めます。また、その内の半数近くが0～12<sup>m<sup>3</sup></sup>までの使用者という状況にあります。

そのため、この20<sup>㍓</sup>の基本料金の部分について、不公平感の解消を図ろうとするものでございます。

次に具体的な内容でございますが、資料2の「3、新料金設定内容」をご覧ください。

具体的な内容は、口径20<sup>㍓</sup>の基本料金の引き下げでございます。

引き下げ幅につきましては、過去の収益的収支及び今後の水需要予測等を勘案しまして、年間5千万円を上回らない範囲にとどめる必要があると判断し、その範囲内で料金を設定することとしました。

設定内容でございますが、基本水量12<sup>m<sup>3</sup></sup>までは基本料金が税抜で2,300円、13<sup>m<sup>3</sup></sup>から20<sup>m<sup>3</sup></sup>までは1<sup>m<sup>3</sup></sup>につき税抜で180円を加算することとします。そうすることにより、現行20<sup>m<sup>3</sup></sup>の料金に同じ加算額で合わせることができます。

なお、基本水量を12<sup>m<sup>3</sup></sup>としましたのは、ある程度の値下がり感を持ってもらえる料金への引き下げと、20<sup>m<sup>3</sup></sup>以下について、使用者の節水努力に応じていける一定の幅を設けることも検討した結果でございます。

その設定後の料金表がその下の「4、新水道料金表」でございます。赤線で囲んだ部分が、設定後の消費税込みの基本料金と20<sup>m<sup>3</sup></sup>までの加算額になります。

この設定で試算しますと、平成25年度実績で、年間約47,000,000万円の減収になります。

次に、資料2の裏面をご覧ください。

左側の表の「6、20<sup>㍓</sup>基本料金新旧比較表」をご覧ください。20<sup>㍓</sup>の現行料金と設定後の料金の比較表でございます。金額は消費税込みとなっております。赤線で囲んだ部分が、設定後の20<sup>m<sup>3</sup></sup>までの新料金となります。

水量12<sup>m<sup>3</sup></sup>までで比較しますと、現行料金が4,039円ですが設定後の新料金では2,484円となりまして、1,555円安くなります。13<sup>m<sup>3</sup></sup>からは194円ずつ加算されますので、この表に記載のとおりとなります。

これをイメージしたのが、下の「8、20<sup>㍓</sup>新旧比較図」でございます。赤線が旧料金、青線が設定後の新料金を表しています。

次に上の右側の表「7、新料金13<sup>㍓</sup>と20<sup>㍓</sup>の比較表」をご覧ください。設定後の新料金の13<sup>㍓</sup>と20<sup>㍓</sup>の消費税込みの料金の比較表になります。赤線で囲んだ部分が20<sup>㍓</sup>の20<sup>m<sup>3</sup></sup>までの料金になり、その右側の列が13<sup>㍓</sup>と20<sup>㍓</sup>の差になります。現行料金の差と比較しますと、使用水量が8<sup>m<sup>3</sup></sup>までの場合では、現行料金では2,970円の

差がありました。新料金では、この表に記載のとおり1,415円の差となります。

このように新料金にすることにより、使用水量の特に少ないお客様の負担が軽減され、不公平感の解消になるものと考えます。また、結果として13<sup>ミ</sup>の料金との差も縮まることとなります。

実施時期についてでございますが、来年の10月に予定されている消費税の改定に合わせて行う予定で考えています。

今後、水道料金の抜本的な見直しについては、料金体系の見直し、施設の老朽化対策や耐震化を進める上での更新計画とその財源の確保、さらには大口需要者の地下水利用対策と総合的に検討していきますが、これには相当の時間が掛かります。不公平感の解消もこの抜本的に見直すときに同時に検討するとなりますと、実際に実施する時期がかなり先になります。従いまして、早急に実施するためには、これ以上これ以上引き延ばすこともできないため、抜本的な見直しを検討する前に実施する必要があると考えます。

また、そもそもこの不公平感の解消は、抜本的な料金の見直しということではなく、抜本的な見直しについて検討するまでに、前提条件として整えておく措置であると考えます。

今後の審議会につきましては、今回の不公平感の解消を行った上で、抜本的な水道料金の見直しについて、更新計画の策定も含め、ご審議をお願いしたいと考えています。

家庭用水道料金の不公平感の解消についての説明は以上でございますが、事務局といたしましては、本日説明させていただいた内容で、条例改正に向け事務を進め、12月に議会に事前報告をさせていただき、来年の3月市議会に条例改正案を提案させていただきたいと考えています。ご審議よろしくお願いたします。

## 平成25年度上下水道事業決算の報告について

それでは、上下水道事業の決算の概要と、水道事業の財政収支の実績についてご説明申し上げます。

お手元の資料3「天理市上下水道事業の財政状況一覧表」をご覧ください。

資料の左側に平成25年度決算としまして、当年度の損益計算であります収益的収入及び支出の状況を示しています。

まず1枚目の水道事業につきましては、収入は、23億5,221万9,894円で、その内訳は、図の黄色で表示している部分になりますが、営業収益が23億3,782万403円、図の青色で表示しています部分、営業外収益が1,293万9,123円、オレンジ色で表示しています部分、特別利益146万368円となっています。同じ色の中でさらのその内訳を表示していますので、参考にご覧ください。

収入の主なもの、給水収益でありまして、水道料金収入で、22億343万2,850円となっています。平成25年度は特殊要因として、その他営業収益に天理ダム浚渫工事補償金1億3,207万9,233円が含まれており、これを除くと料金収入が収入全体に占める割合は99.2%となっており、収入のほとんどを占める結果となっています。

一方支出は、収入の右側の図になります。支出総額は、22億360万3,547円で、その内訳は、黄色で表示している部分の営業費用が20億7,037万5,359円、青色で表示しています部分、営業外費用が1億3,011万5,936円、オレンジ色で表示しています部分、特別損失311万2,252円となっています。

収益同様、同じ色でその内訳を示しております。

営業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費等に分かれており、職員給与費、委託料、修繕費、県営水道の受水費等の科目があります。また、固定資産の減価償却費も営業費用として計上しています。そして、営業外費用のほとんどは企業債に係る支払利息です。

この結果、平成25年度の損益収支は、1億4,861万6,347円の純利益となりました。この収益の主な要因は、有収水量が見込水量より上回ったことにより、給水収益が収入見込より増加したこと、費用においても、職員給与費、受水費、修繕費等経費の抑制によるものです。

しかしながら、有収水量及び給水収益が見込みより増加したとはいえ、前年度に比べますと、調定水量で対前年度比0.6%減とこれまで同様減少は続いております。

次に下水道事業についてご説明します。

2枚目をご覧ください。

収入は、26億4,226万3,062円で、その内訳は、水道事業と同様の色分けをしまして、営業収益が12億8,595万2,096円、営業外収益13億5,630万9,016円となっています。

収入の主なものは、下水道使用料が12億2,800万8,240円となっており、収入全体

に占める割合は46.5%となっています。また、資本的収入も合わせて他会計負担金、他会計補助金として、17億8,765万8,000円が一般会計から繰り入れられています。

一方支出は、25億7,337万8,890円で、その内訳は、営業費用が20億1,680万8,740円、営業外費用が5億5,499万95円、特別損失が158万55円となっています。営業費用は、管渠費、農業集落排水施設維持費、雨水ポンプ場費、総係費等に分かれており、水道事業同様、職員給与費、委託料、修繕費等の科目があります。また、固定資産の減価償却費や県への汚水処理費用である流域下水道維持管理負担金も営業費用として計上しています。そして、営業外費用のほとんどは企業債に係る支払利息です。

この結果、下水道事業の損益収支は、他会計からの補助金、負担金に大きく依存するものですが、6,888万4,172円の純利益となりました。

以上が平成25年決算における収益的収支の概要ですが、今後は水道事業、下水道事業ともに、先に答申をいただいた方向性に基づき事業を継続して進めていく考えです。

続きまして、資料右側の棒グラフについて説明いたします。

まず、水道事業のものをご覧ください。平成8年度からの実績を表しています。

それでは、グラフをご覧ください。

まず、上段のグラフは、先程ご説明しました収益的収支です。

平成25年度の実績は、配水量が9,293,754m<sup>3</sup>、有収水量が8,739,936m<sup>3</sup>となっており、年々減少していますことから、黄色の折線グラフで表示しています給水収益が、年々減少し続け、平成10年度には33億円余りあった給水収益は、平成25年度では22億円と、11億円減少しました。

次に、中段のグラフは、資本的収支です。これは、支出については、その効果が次年度以降に及ぶもので、建設工事等固定資産の取得に係る建設改良費を計上したものです。また、支出には、企業債償還金も含まれます。収入については、企業債、工事負担金、国庫補助金等があります。支出においては、平成12年度までは、建設改良費として、平野地区の整備及び東部山間地区への給水のための第7次拡張事業を実施し、平成19年度には市長部局への借入金の償還、また、平成19年度から平成21年度の3年間には、補償金免除の企業債の繰上償還を行っています。特に平成20年度には、約11億円の繰上償還を行いましたので、この年の支出が多くなっています。なお、収入と支出の差については、減価償却費など現金支出が伴わない費用計上で生じた内部留保資金により補填できています。

最後に、下段のグラフは、企業債残高の推移です。平成11年度から平成18年度まで低利への借換えを行いました以外は、平成12年度以降は、新規の企業債はなく、現在は、償還のみを行っています。先にも述べました繰上償還を行ったこともあって、平成10年度末に約110億円あった残高は、平成25年度末には、約36億円となっています。今後も自己資金の有効活用により、さらに残高は減少する見込みです。

次に、下水道事業のものをご覧ください。

上段のグラフは、先程ご説明しました収益的収支です。

平成25年度の年間排水量が8,388,054<sup>3</sup>となっており、黄色の折線グラフで表示しています。下水道使用料収入は、地方公営企業法が適用となりました平成22年度に12億3,987万9,894円であったものが、平成25年度では12億2,800万8,240円と、ほぼ横ばいの状態です。近い将来では接続戸数は若干増加するものの、水道の使用量が減少傾向にあることから横ばい状態がしばらく続くものと思われま

次に、中段のグラフも水道と同様に資本的収支です。これは、支出については、その効果が次年度以降にも及ぶもので、建設工事等固定資産の取得に係る建設改良費を計上したものです。また、支出には、企業債償還金も含まれます。収入については、他会計繰入金、企業債、受益者負担金、国庫補助金等があります。支出においては、企業債償還金、流域下水道建設負担金、公共下水道長寿命化整備費等があり、その中でも企業債償還金が14億8,000万円余りと大半を占めます。下水道事業についても、水道事業と同様に収入と支出の差は、内部留保資金により補填できています。

最後に、下段のグラフは、企業債残高の推移です。平成23年度までは借入を行っていましたが、直近2年は借入を行っていません。平成25年度末残高は、約226億円となっています。下水道事業は平成25年度も市からの多額の繰入金を受けることにより、経営が成り立っているのが実情です。